

静岡県告示第775号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成29年10月31日から2週間下田土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年10月31日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
一般国道 県道	136号 下田石廊松崎線	下田市5丁目777番の10から 下田市5丁目832番の12まで	前	㊶ 6.6~23.7	597.4
		下田市5丁目835番の7から 下田市5丁目832番の12まで		㊷ 12.6~36.7	119.2
		下田市5丁目777番の10から 下田市5丁目832番の12まで	後	㊶ 6.6~23.7	597.4
		下田市5丁目838番の7から 下田市5丁目832番の12まで		㊷ 12.6~36.7	221.8

備考 ㊶及び㊷は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

=====

静岡県告示第776号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成29年10月31日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年10月31日

静岡県知事 川勝平太

道路の種類	路線名	道路の区域			
-------	-----	-------	--	--	--

種 類	路 線 名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (m)	延 長 (m)
県 道	富士裾野線	富士市一色字大平 601番の2地内	前	17.2～21.3	40.5
			後	32.1～43.4	40.5

=====

静岡県告示第777号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成29年10月31日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年10月31日

静岡県知事 川勝平太

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域			
		区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (m)	延 長 (m)
県 道	富士川身延線	富士宮市長貫字砂ヶ原 1415番の1から	前	8.1～24.6	60.1
		富士宮市長貫字砂ヶ原 1416番の1まで	後	15.7～28.1	60.1
	清水富士宮線	富士宮市長貫字砂ヶ原 1416番の1から	前	8.1～24.6	60.1
		富士宮市長貫字砂ヶ原 1415番の1まで	後	15.7～28.1	60.1